



## 平成27年度市職員採用候補者試験 名張市職員を募集します!



私たちと一緒に  
頑張りましょう!

今年度採用職員

### 職種により試験日がA・B日程に分かれます

#### A 一般事務職(上級・中級) 日程 土木・電気技術職(上級・中級)

受験案内等配布開始日 5月25日 月  
受験申込書受付期間 5月25日 月～6月26日 金  
1次試験日 7月26日 日

#### B 一般事務職(初級)、身体障害者対象一般事務職 日程 保健師、消防職(救急救命士)

受験案内等配布開始日 7月21日 日  
受験申込書受付期間 7月21日 日～8月21日 金  
1次試験日 9月20日 日

採用職種/採用予定人数	受験資格(下記のほかに法律などにより一定の要件があります)
一般事務職(上級) 6人程度	昭和56年4月2日以降に生まれ、大学(短期大学等を除く)卒の人(平成28年3月卒業見込みの人を含む)
一般事務職(中級) 6人程度	昭和56年4月2日以降に生まれ、短期大学又は高等専門学校卒の人(平成28年3月卒業見込みの人を含む)
土木技術職(上級) 2人程度	昭和56年4月2日以降に生まれ、土木技術の専門課程を履修した人で大学(短期大学等を除く)卒の人(平成28年3月卒業見込みの人を含む)
土木技術職(中級) 2人程度	昭和56年4月2日以降に生まれ、土木技術の専門課程を履修した人で短期大学又は高等専門学校卒の人(平成28年3月卒業見込みの人を含む)
電気技術職(上級) 1人程度	昭和56年4月2日以降に生まれ、電気技術の専門課程を履修した人で大学(短期大学等を除く)卒の人(平成28年3月卒業見込みの人を含む)
電気技術職(中級) 1人程度	昭和56年4月2日以降に生まれ、電気技術の専門課程を履修した人で短期大学又は高等専門学校卒の人(平成28年3月卒業見込みの人を含む)

採用職種/採用予定人数	受験資格(下記のほかに法律などにより一定の要件があります)
一般事務職(初級) 2人程度	昭和56年4月2日以降に生まれ、高校卒又は同等の資格を有する人(平成28年3月卒業見込み又は資格取得見込みの人を含む)
身体障害者対象一般事務職 1人	◎昭和56年4月2日以降に生まれ、大学卒、短期大学卒、高校卒又は同等の資格以上の学歴を有する人(平成28年3月卒業見込み又は資格取得見込みの人を含む) ◎身体障害者手帳の交付を受けている人 ◎自力により通勤ができ、かつ、介護者なしで一般事務職としての勤務が可能な人 ◎活字印刷文による筆記試験および口述による面接試験に対応できる人 ◎平成27年5月1日現在、名張市内に住居登録し、現に居住している人(就学等のため一時市外に転出している人を含む)
保健師 1人程度	昭和51年4月2日以降に生まれ、保健師免許を有する人(平成28年3月31日までに免許取得見込みの人を含む)
消防職 1人程度	平成2年4月2日以降に生まれ、大学卒、短期大学卒、高校卒又は同等の資格以上の学歴を有する人(平成28年3月卒業見込み、又は資格取得見込みの人を含む)
消防職(救急救命士) 1人程度	昭和61年4月2日以降に生まれ、大学卒、短期大学卒、高校卒又は同等の資格以上の学歴を有する人(平成28年3月卒業見込み、又は資格取得見込みの人を含む)で、救急救命士免許を取得している人

※A日程とB日程の併願応募はできません。  
※2次試験以降の日程や、試験応募の際の必要書類などについては、公表される受験案内、または市ホームページなどでご確認ください。

☎ 職員試験委員会事務局(人事研修室内) ☎ 63-7315



## 27年度個人住民税(市・県民税)の主な税制改正

### ▼上場株式等の所得および配当所得に係る軽減税率の廃止

上場株式の所得および配当所得に係る市民税・県民税の3%の特例措置は、平成25年12月31日をもって廃止されました。

	平成26年度(平成25年分)	平成27年度(平成26年分)
所得税	7%	15%
市民税・県民税	3%	5%

### ▼住宅借入金等特別控除の延長・拡充

住宅借入金等特別控除について適用期限が延長(居住開始が平成26年1月1日から平成31年6月30日まで)され、さらに平成26年4月1日以後に居住を開始し、かつ特定取得(※)に該当する場合の控除限度額が引き上げられました。

居住開始年月日	控除額(下記ア、イのいずれか少ない金額)
平成11年1月1日～平成18年12月31日	ア: 所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額
平成21年1月1日～平成26年3月31日	イ: 所得税の課税総所得金額等の5%に相当する金額(最高97,500円)
平成26年4月1日～平成31年6月30日	ア: 所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額 イ: 所得税の課税総所得金額等の7%に相当する金額(最高136,500円)(特定取得に該当しない場合は従来の控除額)

※特定取得…住宅の取得に係る対価の額に含まれる消費税額が8%または10%の場合のこと

☎ 課税室(市民税担当) ☎ 63-7429



## 役所の仕事などへの困りごとは「行政相談」をご利用ください

「行政相談」とは、国・県・市などの役所の仕事や特殊法人・独立行政法人などの仕事について、苦情や意見、困りごとを総務大臣から委嘱を受けた行政相談委員がお聞きし、その解決の促進を図る制度です。

市では、毎月1回、第3木曜日午後1時から3時まで、総合窓口センターで相談を受け付けています。相談は無料で、相談者の秘密は固く守ります。

名張市の行政相談委員 ▼雪岡 弘雄(青蓮寺)  
▼瀧矢 美壽代(赤目町檀)

■三重行政評価事務所では電話相談を受け付けています

おこまりならまる まるくじょー ひやくとおぼん  
0570-090110

※PHS、一部の電話サービス、IP電話などは、総務省三重行政評価事務所(☎059-227-6661)へお問い合わせください。

☎ 総合窓口センター ☎ 63-7416